



特別
子 12
3643
180



穢多之說



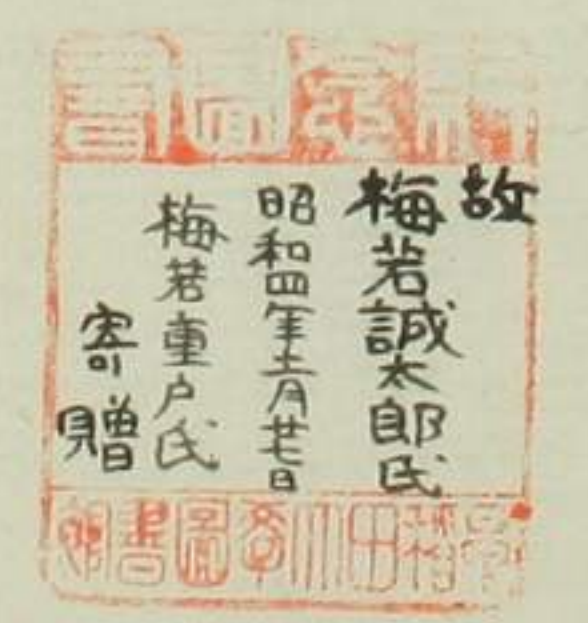
穢多之説

富田永世述

一今の世も為るといふはもたはいふは乃為るとりこと
玉加豆束 和漢之牙園會おもふるなりハ

和名抄 屠兒 和名惠止利

屠^{ホトリ}牛馬肉取^ニ雁鳥鷄餌^ニ之義也殺^シ生屠^ル牛馬肉
取^テ賣^ル者也^ト有^ル死^ス和^ニ按^ル屠兒即古所謂餌取也
今^ニ處々構^ヘ一村^ニ每^ニ屠^ル牛馬猫犬剥^テ皮^ヲ為^シ業^ト其穢^{ケレ}
不少故呼^テ曰^ク穢多不^レ許同居同火以^テ異^ニ姓氏^ト云^ク
かくけしおらたより為るといふは河也まじりたる也



多しハ云とりの仇ヨコナ多し穢多の文字ハ後ハさかからず
阿てたるも然し又旃陀羅エタムラとかく天竺亦似るも乃
あはれと云はるるも阿をそかけたることいへり

翻譯名義集ニ 旃陀羅センタラ此ハ云屠者法顯傳云
名爲惡人與人別居トリス入トリス城市則擊行トリス自異
人則避之トリスとありといへり

所離とかくも志いふ事さかからず又字なる久し七史と
かけたる書少もまた凡也又燕人乃末こと云沈トリスと云ん
姓氏録ニ常世連ハ燕國王公孫淵後筆氏ハ燕國
衛滿公後也とあり此人達トリスついでて下人の

末のとおてもはるんか

此云とりと云も然し初ハ也後乃とちあへし大貴
おしぬく常に獸肉トリスをも喰ひて其屠皮ホトリカバ剥も常
の事とて穢もさかといはるしこさしハ中臣の後ハ詞も
生剥イキハキサカ逆剥イキとあり生ちまう尻から皮剥を罪トリスといは
る多しといふ獸肉をくひといふ沈アカシハ日本書記

天武天皇五年の詔自今以後莫食牛馬犬猿鷄之
肉トリス若有犯者罪之トリスとありて是より程トリスを耐も猪ハ
制外トリスなりし續日本記天平四年七月詔和買幾
内百姓トリス畜猪四十頭放トリス於山野令遂性命トリスとらん

しめ玉ふもほつとといふ人の法制を定めた
神佛への穢さをかりてくふ人まれありいとよた
ことこそはと病のおふとんはくくふ人も阿ふとか
むへたふあふはもろくの獣肉のうちも鹿乃肉は
ことにはあふとて本朝食鑑も鹿肉は甘温無毒
冬時可食他月不宜故寒中特用之補中益氣療
一切之風虚調血脉をいひ俳諧者流の季言と
いふ事書茶食と出なむ名は権らくきとゆれと
猪鹿喰事いふしへとまれかきれ今之雁鶏乃
餌まじり用ひぬ世とちうとて志いしくふよ

かゝる病の爲の茶あはれいふふらふへからせ

一拾芥抄觸穢部食完忌事食猪鹿者忌七日

但春日社生元廿五日 十完廿九日亦生廿四日 十七廿日ともあり

一延喜臨時祭式二凡觸穢惡事應忌者喫実三日

一文保法目猪鹿食人百日同火七日又相火七日

不奉太神宮云

されいふ也茶食よても神拜はともかふへき事

二ハ何人乃今の世乃あるといふもあいか
九妹、未あふん又熟肉ふいふととるよ

一いつらむの事り思ふまゝをかいつくせく尺らる

たいて思いつけらる歌 永世

世にいはや、存る乃るよりもいふく人ら

ちよきたらそめはくちよをいつくらす

いふく^{スチイメ}靴履といひ履の面糸織を裏糸皮をつけし

今の世は雪踏といひく面糸竹の皮をつけ裏糸皮といふ物

糸人千ノ利久より初るといつく

けもはらうカのさちちよれや人らいつ

いけおかきり乃よらいたもらも

安政之丙辰年六月寫之松下菴主人

